

「医療安全の更なる向上を目指す検討会報告書」を踏まえた対応について

大項目	小項目		報告書に記載されている「今後の対応」	令和8年度取り組みの予定 ◎新規取り組み	
1. 医療事故の判断 および 医療事故 調査等 に関する 支援	(1)医療事故の判断 に関する支援	1	これまでの「センター合議」における議論を整理し、医療機関の管理者が医療事故を判断する際の参考となるような情報提供を行う。併せて、医療事故の判断について助言を行う支援団体とも、研修等を通じて情報共有を行う。	◎	
		2	医療機関の管理者や医療安全担当者が本制度に関する理解を随時深めることができるよう、動画教材等をセンターのホームページ等で提供する。また、医療機関の管理者等を対象とした研修について、周知方法の工夫等により参加を促進する。	◎	
		3	遺族からの相談対応を改善するため、「伝達」に関して、ホームページや研修等で広く周知し、より活用されるよう努める。	○	令和7年10月にHPをリニューアルした。研修等で周知を継続実施
		4	「伝達」および「センター合議」の対象となった事例について、医療機関の協力のもと、遺族等への説明の状況や医療事故の判断等について任意の情報収集を行う。その際、「伝達」や「センター合議」の助言を踏まえて医療機関内での意思決定や遺族等への対応等について情報収集して実態の把握に努め、医療機関への支援や研修の質向上につなげる。	◎	
	(2)医療事故の院内 調査に関する支援	5	センターが行う各種研修の実施にあたり、医療事故を疑う事例発生時の初期対応、ヒアリングや背景要因の分析を含む院内調査の手法、遺族等への説明方法等を含め、研修内容をより実践的なものへとブラッシュアップし、更なる充実を図る。	○	研修委託の際に反映されるよう検討し、充実を図る
		6	医療事故調査の経験のない医療機関等を対象として、院内調査の進め方や報告書作成が更に充実するように、医療機関の求めに応じて支援を行う取り組みを企画、実施する。	◎	令和8年度に企画し、9年度実施
		7	センターがホームページに掲載している院内調査報告書の参考様式を、医療事故調査の手法に関する各種資料や、多くの医療事故調査の経験を通じてセンターに集積された知見等を踏まえ、医療機関の参考に資する内容に改訂する。	○	改定作業中
		8	AI等を活用して院内調査報告書を分析し、医療機関の支援に活用できる要素を整理、検討する。	○	支援に活用できる要素の整理を継続実施
	(3)医療事故の病理 解剖の実施に関する 支援	9	医療機関が遺族等へ病理解剖の説明をする際に用いることができる説明資材について、関係学会等の協力のもと、遺族等がより理解しやすいよう見直しを行う。	◎	関係学会団体で構成するWGを設置して検討を進める。内容が決まった対応から随時実施する。
		10	遺族等へ行う病理解剖の説明に関して、その実施者や説明方法、配慮が求められること等について、医療機関における実践例を情報収集するとともに、好事例を研修やビデオで紹介する等、医療機関向けの情報提供の拡充を検討する。		
		11	院内調査報告書をもとに、死因や臨床経過に関する検証および再発防止策の検討にあたって病理解剖が有効であることを分析・発信し、病理解剖の重要性について医療者の理解を促進する。		
		12	関係学会や遺族団体と協力し、病理解剖の意義や重要性について医療従事者および国民へ啓発する活動に取り組む。		
		13	現状の病理解剖実施体制について、支援団体および連絡協議会に協力して実態や課題を把握し、病理解剖の円滑な実施に向けて取り組みを進める。		

大項目	小項目		報告書に記載されている「今後の対応」	令和8年度取り組みの予定 ◎新規取り組み	
2. 医療事故の再発防止策の作成と普及啓発	(1) 提言および警鐘レポートの作成	14	「提言」や「警鐘レポート」の分析課題の抽出をより多角的に行うために、専門家の協力を得て、すべての院内調査報告書を対象として、傾向や特徴を把握し、類似事例を比較して、分析課題を抽出する体制を構築する。また、その際、AI等のテクノロジーも活用する。	◎	
		15	現在実施している医療機関に対する「提言」の活用状況に関する調査は、現状の把握と改善策を検討するため、今後も引き続き実施する。その結果を分析し、提言内容の質向上につなげるとともに、医療機関における提言内容の実践につながる支援策を検討する。	○	調査の継続実施、支援策の検討
	(2) 提言および警鐘レポートの普及啓発	16	医療機関が「提言」等を実際に活用して医療事故防止の取り組みを行った事例をセンターに情報提供できる仕組みを構築し、他の医療機関が自院の医療事故防止の参考とすることができる体制を整備する。	◎	
		17	「提言」に関する研修等を実施する場合、例えば学会と協力して当該研修等が専門医資格の取得や維持に必要な単位の対象となるような取り組みを行う等、研修内容だけでなく、受講の動機づけのための工夫を含め検討する。	○	令和7年度学会説明会で協力依頼を実施予定
		18	「提言」や「警鐘レポート」等を積極的、かつ、効果的に周知するため、医療安全情報を発信する他組織や学会、企業等、関係機関との相互の協力体制を強化する。	○	協力体制の強化に向けて継続実施
		19	院内調査結果が当該医療機関における医療安全の向上につながっていると共に、「提言」に活用されていることが遺族にも伝わるように、国民にも成果物を広く発信する方法について検討する。	○	第2回市民公開講座の開催検討
3. センター調査の実施		20	センター調査の期間短縮に向けて、業務の見直し、AI等のテクノロジーの活用を検討を進める。併せて、センター調査に関する遺族および医療機関への説明の際に、調査期間が長くなることについて丁寧な説明を継続する。	◎	AI等のテクノロジーの活用を検討、調査期間の丁寧な説明は継続実施
		21	センター調査報告書交付後に医療機関および遺族に対して実施しているアンケートについて継続して実施し、センター業務の改善につなげる。	○	継続実施
		22	センター調査の質の維持向上のため、トレーニングセミナーを継続する。	○	継続実施
		23	司法解剖の結果については、警察署等への情報提供依頼を継続する等、解剖結果が得られるよう努める。	○	継続実施
		24	センター調査から得られた再発防止のための知見が、当該医療機関以外の医療機関や学会・企業等においても活用され得るような方策を検討する。	○	検討継続
		25	センター調査・報告書作成マニュアルの提示については、厚生労働省の方針を踏まえ、必要な取り組みを進める。	○	厚労省の方針を踏まえ取り組む
4. 医療事故調査に係る研修		26	医療事故に関する研修については、医療事故の判断の支援につながる研修方法や内容について工夫するとともに、医療事故調査の経験・習熟度等を考慮した研修を企画し、実施する。	○	研修委託の際に反映されるよう検討し、充実を図る
		27	センターが過去に研修等で使用した医療事故調査制度に関する説明資料を活用し、医療機関の管理者・実務者や支援団体がホームページ等で適宜学習や研修資料として活用できる教材を提供する。	○	2に併せて実施
			医療機関が医療事故の判断を行う際に参考となるような情報について、研修等の場において、医療機関の支援を行う支援団体と共有する。(再掲)		1の再掲
			センター職員や調査支援医等を対象とした研修として、トレーニングセミナー等を引き続き実施する。(再掲)		22の再掲

大項目	小項目	報告書に記載されている「今後の対応」		令和8年度取り組みの予定 ◎新規取り組み	
5. その他、医療安全の確保を図るために必要な業務	(1) センター業務の効果の把握	28	「提言」を公表した後の類似事故の報告数を確認する。	○	継続実施
		29	公益財団法人 日本医療機能評価機構等の他団体が公表しているデータベース等を活用して、客観的指標を用いてセンター業務の効果の評価ができないか検討する。	○	検討継続
		30	センター業務で得られた情報を用いて、情報の秘匿性に適切に配慮しつつ、センター内で学術的な研究を行い、医療安全の向上に還元するための体制を整備する。	○	研究倫理委員会を設置する
			「提言」をもとに医療機関が事故防止策を整備した事例や、実際に未然防止に役立った事例等について情報収集し、医療機関等に周知する。		16の再掲
	(2) 国民への制度周知	31	医療事故が疑われる状況に置かれた遺族、医療機関を受診している患者・家族、日常的には医療機関を受診していない国民が、それぞれの状況に応じて必要な情報を得ることができるように、周知方法を検討する。	○	周知・掲載方法の検討
		32	医療安全支援センター等と連携し、医療事故調査制度を周知することを検討する。	○	継続実施
		33	周知に用いる媒体として、SNS等の活用も考慮しながら、医療事故調査制度をより効果的に国民へ周知するための方策を検討する。	○	継続実施
		34	市民公開講座の開催を契機に、国民に周知すべき内容を整理する。その際には、医療事故調査制度そのものの広報周知に加え、各医療機関が医療安全の推進に日頃から自律的に取り組んでいることを、国民が認識できるような内容を検討する。	○	16, 19に併せて実施
	(3) 業務の基盤となる情報セキュリティ	35	AI等の新たなテクノロジーをセンター業務へ導入するにあたっては、センターの情報セキュリティ水準に適うよう都度検討を行い、対応する。また、現状の情報セキュリティ水準を維持し、新しい技術にも対応できるよう、職員に対する教育や、情報セキュリティ監査の内容の見直しを継続的に行う。	○	継続実施